

消費者 質問箱

相談

訪問販売で購入した太陽熱温水器がたびたび故障し、使いものにならない。信販会社からの請求に対し支払わずにいたところ、催告状が届いた。支払う必要があるか。

回答

相談例は、商品代金の支払い先が販売業者ではなく信販会社となっております。

以前は、このように販売業者と購入者との間のトラブルがあっても、信販会社は立替金の支払いを請求しました。しかし、割賦販売法の改正により、59年

12月1日からは、次のような場合、信販会社などに対して支払いを拒否できるようになりました。(ただし、支払総額が四万円未満の場合は、法の適用はありません。)

- ▽商品の引渡しがない
- ▽見本あるいはカタログなどと現物が違う
- ▽不良、欠陥商品

【改正割賦販売法】

欠陥商品は支払い拒否できる

▽売買契約が「成立していない」場合か「無効である」場合

ですから、59年12月1日以降に売買契約の申込み、または契約をした商品について以上のような理由が生じたときは、販売業者に対して商品の引渡し請求、交換、修理、契約解除などを求めることができると同時に、販

売会社とのトラブルが解決されるまで、信販会社への支払いを拒否できます。

信販会社に

トラブルを知らせる

商品についてトラブルが発生したら、そのことをできるだけ早く信販会社に知らせておくことが大切です。

この際、信販会社から「支払い停止のお申立の内容に関する書面」が送られてきたときは、必要事項を記入して早めに提出するようにしてください。

それでも解決しないような場合は、消費生活センターに相談しましょう。

千葉消費生活センター
0472-20999

建設のあゆみ

【工事中】

◎道路舗装補修工事

町道宮前・道貫区内線 511m
町道上町区内線 343m
町道木戸台区内線 265m

◎道路排水整備工事

町道栗山すみれ団地区内線 897m
町道栗山南部1区内線 105m
町道栗山南部2区内線 231m
町道南川岸区内線 104m
町道立会区内線 127m

訂正とおわび

前号3ページの国民年金普及指導委員の記事中、委員・実川豊次さんの住所が立会となつていますが、南川岸の誤りですのでおわびして訂正いたします。



お知らせコーナー

7月の各相談室の開設日は、次のとおりです。お気軽にご利用ください。

健康相談(火曜)

7月9日(火) 大総会館
(午後1時半~午後3時)
※40才以上の方は、健康手帳をご持参ください。

教育相談(毎週)

とき
7月2、9、16、23、30日(火)
ところ 中央公民館 談話室
(午後1時半~午後4時半)

結婚相談

本格的な夏の到来も間近か。郵便局では、暑中見舞用郵便はがき3種類を6月15日(土)から発売しています。
暑中見舞いとしてだけでなく、家族の近況、夏祭りなどを伝える「夏だより」用としても、ご利用ください。

郵便局からお願い

●とき 7月6日(土)
8月10日(土)
●ところ 文化会館 団体室
(午後1時~午後4時)
※団体室は、1階大集会室の奥に設けられています。



お知らせコーナー

こんなに役立つ消費税

何と、5、430万円も町へ

たばこ消費税は、売上額や本数に応じて、売られた市町村へ入る仕組みになっています。
59年度、私たちの町では、5、430万円もの消費税収入があり、「住みよいまちづくり」に役立てられました。
たばこ愛好者のみなさん、今後もよろしくご協力をお願いします。

たばこは町内で買いましょう

